

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の手口や犯罪情勢は、近年より複雑・巧妙なものへと変化しており、その防止には国際的な協力が強く要請されています。

マネロン等防止対策の適切性および十分性の確保は、業務の健全性および適切性の観点からも極めて重要な責務であります。

当金庫は、マネロン等の防止及び国内外の経済制裁措置に対応するため、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策及び制裁違反防止の徹底（以下、「マネロン等対策」という。）を経営上の重要な課題の一つと位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の分配等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象者に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

以上

サイバーセキュリティの管理態勢

当金庫は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティへの取り組みを極めて重要な経営課題としてとらえ、これらの脅威に対応するため、サイバーセキュリティ基本法、その他、サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守し、組織全体の取り組みとして必要な、態勢整備に努めます。

1. 組織

- (1) サイバーセキュリティ対策に係る統括部署をリスク統括部、責任者をリスク統括部担当役員、管理部門をシステム部、責任者をシステム部担当役員、CISO（サイバーセキュリティを統括管理する責任者）をシステム部長とし、以下の役割を負っています。
 - ① サイバーセキュリティについて、組織体制の整備を行います。
 - ② サイバーセキュリティの基本方針に基づいて、サイバーセキュリティに係る実効性及び十分性を確保します。また、年次及び重要な変更が生じた時点で、必要な見直しを行います。
 - ③ サイバーセキュリティを経営方針における重要課題の一つとして位置づけ、自らリーダーシップを発揮して、サイバーセキュリティ確保に向けた組織風土を醸成するとともに、当金庫の重要な業務やリスクを把握した上で、それに応じた対策を推進します。
 - ④ サイバーセキュリティ担当部署及び各関係者の役割と権限を明確にします。また、業務の継続に支障が生ずることのない人員配置をします。
 - ⑤ 少なくとも1年に1回、当金庫のサイバーセキュリティリスクの状況やリスク評価の結果等を管理部門に求めます。
 - ⑥ サイバーセキュリティに関する監査結果や関係主体からの要求事項や、法規制等の内外環境を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の継続的改善を行います。
- (2) サイバーセキュリティ対策に係るリスク管理部門をリスク統括部、責任者をリスク統括部長とし、以下の役割を負っています。
 - ① サイバーセキュリティ管理態勢が有効に機能しているかについて、監視・牽制を行います。
 - ② サイバーセキュリティ管理の実施状況について、報告します。

2. 監査の実施

- (1) 監査部は、独立した立場から、リスクベースアプローチに基づき、サイバーセキュリティに係る内部監査を実施します。
- (2) 監査部は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく常勤役員会に報告するとともに、指摘事項の改善状況を的確に把握します。

3. リスク管理プロセス

- (1) リスクの特定・評価
 - ① 脅威情報及び脆弱性情報を踏まえたサイバー攻撃の発生可能性、並びにサイバー攻撃が発生した場合の当金庫の事業や情報資産に与える影響に基づき、サイバーセキュリティリスクを少なくとも1年に1回評価します。
 - ② リスク評価に当たっては、境界防御型セキュリティが突破されるリスクや内部不正などの脅威も考慮し、内部ネットワークセグメントに設置したシステムへのリスクも対象とします。
- (2) リスク対応
 - ① リスク評価の結果に基づき優先順位をつけリスク対応を行います。
 - ② リスク対応における例外的な取扱いやリスク受容などの取扱いは、統括部署（リスク統括部担当役員）の承認を得ます。
 - ③ リスク対応状況は、定期的にリスク管理委員会または常勤役員会に報告します。
- (3) 継続的な改善活動
 - ① 内外の環境変化に応じてサイバーセキュリティに関するリスク評価のプロセスを少なくとも1年に1回は評価するとともに、継続的な改善活動を実施します。
 - ② サイバーセキュリティリスク管理態勢の整備状況及び運用状況の有効性を少なくとも1年に1回は評価し、改善します。
 - ③ 演習・訓練、脆弱性診断及びペネトレーションテスト、監査、リスク評価、及び実際のインシデントから得られた推奨事項、発見事項、教訓については随時改善します。

4. サイバー攻撃の防御

サイバー攻撃に備え、不正侵入を防止するための境界ネットワーク対策、内部ネットワークでのシステム不正利用を防止するための対策、外部への情報漏えい対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じます。

5. 教育・研修

- (1) すべての役職員に対して、役割と責任に応じたサイバーセキュリティの意識向上に係る教育・研修を定期的実施します。
- (2) お客さまに対して、必要に応じ、サイバー攻撃の脅威及びサイバーセキュリティの意識向上に資する取り組みを実施します。
- (3) 統括部署および管理部門の役職員に対して、脅威及び対策の変化等、最新の知識とスキルを維持するための教育・研修を定期的実施します。
- (4) すべての役職員に対して、自身がインシデントの当事者となった場合に適切な対応を行うために、必要な教育・研修等の機会を確保します。

以 上

リスク管理の体制

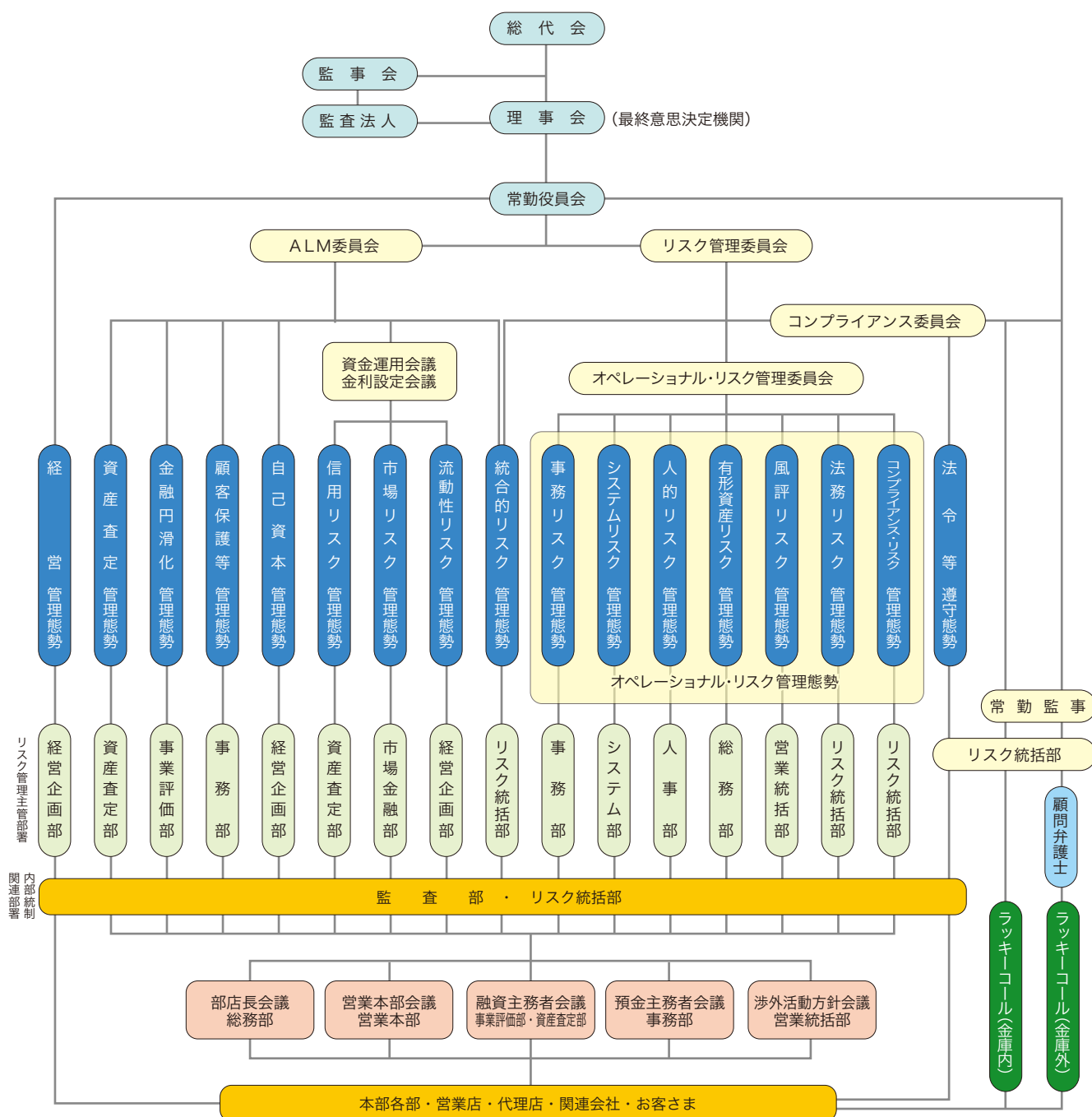
統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク種別毎に主管部署を定め、各リスクの特性に応じ適切に管理するほか、リスクを計量化し、経営体力に見合ったリスクテイクを行うよう管理を行っております。また、「リスク管理委員会」をはじめとした各種委員会等を設け、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

内部統制に基づくリスク管理体制

令和8年4月1日現在



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、日常業務に内在する、信用リスクを認識、測定、モニタリング、コントロールすることを通じ、健全性の確保、信用コストの削減、適正な収益の確保、自己資本の充実を図り、信用リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでおります。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。具体的には、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」が含まれます。

当金庫は、事業計画等の戦略目標、経営規模、経営体力(自己資本等)、特性を十分認識した上でのリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保に向け、市場リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでおります。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当金庫は、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢構築に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。具体的には、「事務リスク」「システムリスク」「その他オペレーショナルリスク」が含まれます。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程等の整備、指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、情報資産保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)に基づき、経営方針、経営計画に従い、管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を行っております。

その他オペレーショナル・リスクとして、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」があります。

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失を被るリスクをいいます。

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により損失を被るリスクをいいます。

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクをいいます。

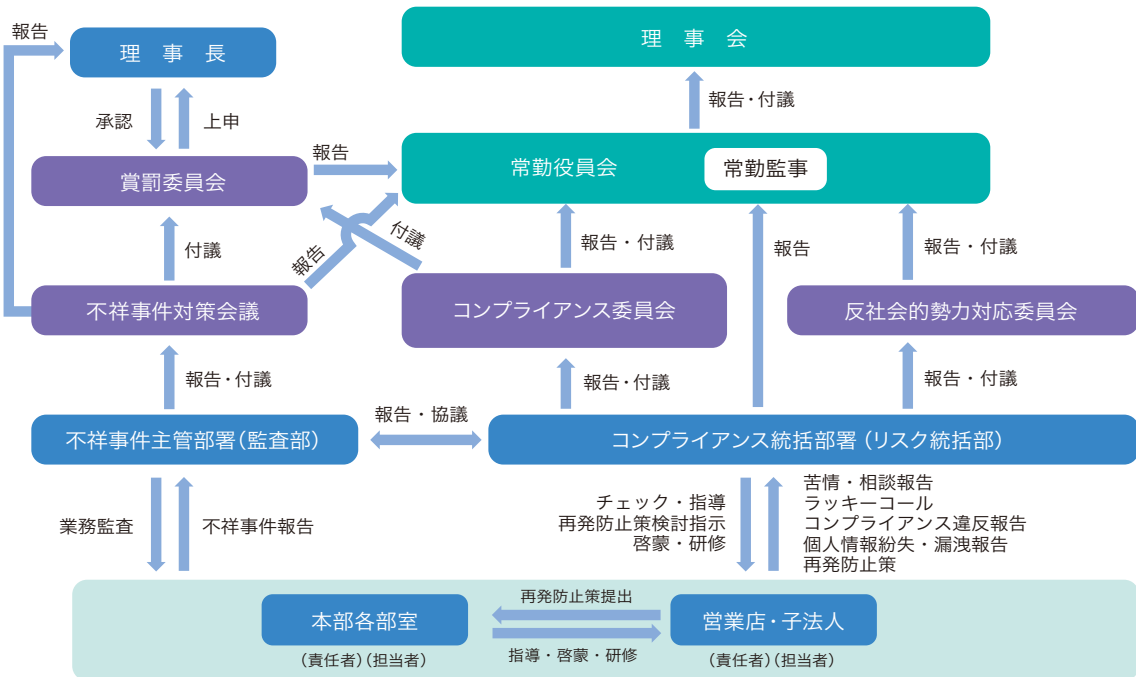
当金庫は、金庫業務の過程および各種システムの不適切または外的要因により被る損失が、金庫業務の健全性に影響を与えることを認識し、統合的なリスク管理を行っております。

法令遵守 (コンプライアンス) の体制

コンプライアンス体制について

信用金庫は、協同組織の金融機関として地域の中小企業及び地域住民の金融の円滑化を通じて、それぞれの地域社会に奉仕することが基本理念であり、地域に根ざした金融業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。したがって、私たち役職員一人ひとりの倫理意識の高揚と倫理行動の実践により、当金庫の企業風土として醸成し、役職員の日々の行動に自然に現れるようになることが求められています。

コンプライアンス組織図



コンプライアンス・マニュアルについて

当金庫は、平成11年7月に「コンプライアンス・マニュアル」を制定、理事長以下役職員全員がマニュアルの意味を十分理解し、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し強い遵法意識をもって行動しています。

「コンプライアンス・マニュアル」の理事長コミットメント（公約）

「コンプライアンス・マニュアル」は、例外なく全ての役職員が守らなければならない基本原則を標記したもので、ここに掲げるコミットメントは、公正かつ健全な金庫経営を実現し、金庫に与えられた社会的責任と公共的使命を果たしていくことを表明するものです。

コンプライアンスとは、当金庫の役職員が法令やルールはもとより社会規範を遵守することであり、お客さまや地域の期待に応えるという意味も含まれています。信用金庫法に基づく、地域に根ざした当金庫の業務は、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスの実践が求められますが、法令等知識の詰め込みだけでは期待されるお客様本位の業務運営には至りません。役職員一人ひとりが日々の業務の中で、また私生活においても、「経営理念」に照らし、「行動綱領」に則ることで、自分自身の行動のあり方について、自ら確実に律していく必要があります。その中で判断の基準は、最後のところで自分の良心にあること、そして高潔な人格にあることを強調します。

近年、金融業界では重大な不祥事が相次いで発生しています。大手銀行における元行員による貸金庫からの十数億円規模の窃取事案や、地域金融機関における経営陣による長期にわたる不正行為・隠蔽事案など、内部統制の根幹を揺るがす問題が社会的な注目を集めました。これらの事件は、内部管理態勢の形骸化、チェック機能の不徹底、役職員の倫理観の欠如が深刻な結果をもたらすことを強烈に示したものです。また、SNSによる瞬時の情報拡散、公益通報者保護法の改正、サイバー攻撃増加など、透明性・説明責任がこれまで以上に求められる時代となり、コンプライアンスの重要性がかつてなく高まっています。こうした状況を踏まえ、当金庫は、信頼を守り、地域に選ばれ続ける金融機関であるための責務を果たす必要があります。

令和6年度から始まった中期経営計画も3年目を迎え、最終年度となりました。スローガンである『Break Beyond Brave ～次の100年へ～』には、「現状を打破することで、これまでの常識・慣習に捉われることなく、勇気をもって乗り越えていこう」という思いが込められています。この思いを胸に、現在取り組んでいる施策をさらに加速させ、金庫の成長発展と役職員のウェルビーイングの向上を図る姿勢こそが、変化の大きいこの時代に必要とされるものであると考えます。変化に伴う困難を支え合って乗り越え、職員一人ひとりが成長し、地域の信頼に応える存在として新たな取り組みに挑戦できる企業風土をともに築いていきましょう。

金融ADR制度への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9：00～17：00）に最寄りの営業店または営業統括部（電話：0120-114-156）にお申し出ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業統括部にお申し出があれば、福岡県弁護士会の北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、天神法律相談センター（電話：092-741-3208）、久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）にお取次ぎいたします。また、お客様から各センターへ直接お申し出いただくことも可能です。

なお、お客様から全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護

士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）へお取次ぎいたします。また、お客様から上記の各弁護士会センターに直接お申し出いただくことも可能です。

なお前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会についてはあらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業統括部」にお尋ねください。企業価値担保信託業務については、東京弁護士会等に直接お申し立てください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けています。

【苦情・相談窓口】 営業店または下記の本部受付部署へお申し出ください。

福岡ひびき信用金庫 営業統括部および金融商品サービス部（証券業務に関するもの）

住 所：北九州市八幡東区尾倉2-8-1

T E L：0120-114-156（証券業務：093-661-2341）

受付時間：9：00～17：00（当金庫営業日）

受付媒体：電話、面談、手紙

主要な事業の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次行為に限る）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集取扱い及びね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人中小企業基盤整備機構
地方住宅供給公社
西日本建設業保証株式会社
日本酒造組合中央会
独立行政法人環境再生保全機構
一般社団法人しんきん保証基金
一般財団法人建設業振興基金
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般社団法人全国石油協会
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(14)において同じ）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く）
 - (14) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る）の媒介、取次ぎ又は代理
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)に掲げる業務に該当するものを除く）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に規定する信託業務
 - (3) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (4) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託又は独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (5) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込み受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く）
 - (7) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (8) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済事業

信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

●創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

●経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

●上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



当期純利益

430億円



自己資本
比率（連結）

21.95%



※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。
2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



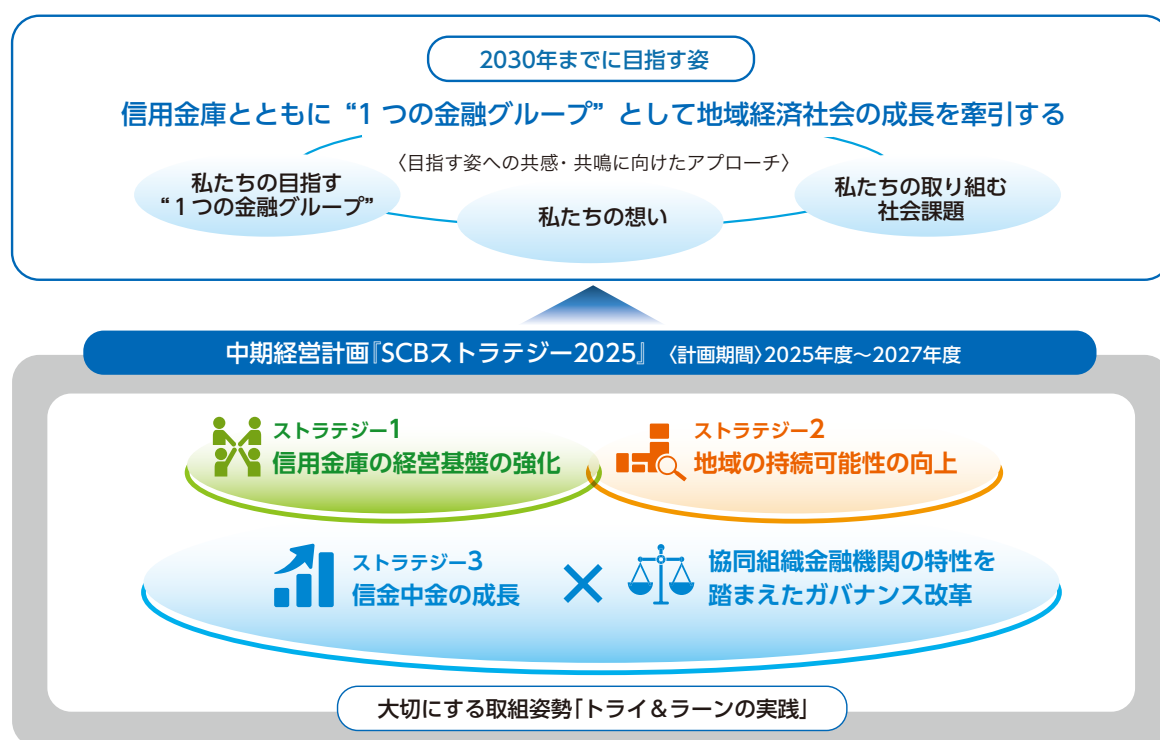
外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2026年3月末時点

格付会社	アウトルック		
	長期		短期
ムーディーズ	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	ポジティブ	－
日本格付研究所	AA	安定的	－

中期経営計画『SCBストラテジー2025』



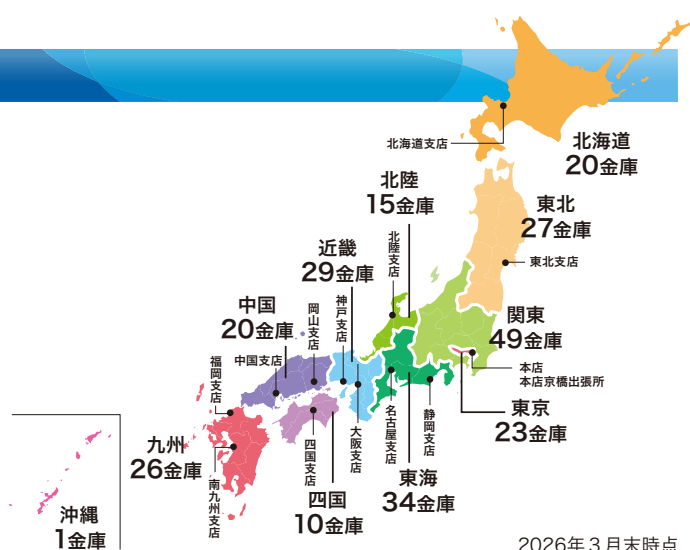
信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いソリューションを提供しています。

海外には5拠点※を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります(海外グループ会社を含む)。



グループ会社の紹介

しんきん証券・信金インターナショナル

- 機関投資家に対する有価証券売買
- 地公体や事業会社等の債券引受

信金ギャランティ

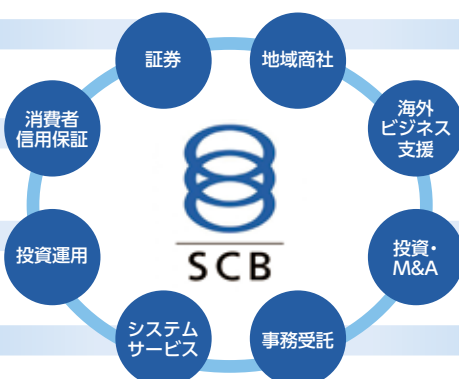
- 消費者ローンの保証
- 取扱信用金庫の推進サポート

しんきんアセットマネジメント投信

- 投資信託商品の組成・運用
- 信用金庫の投信窓販推進サポート

しんきん情報システムセンター

- 信用金庫業界のデジタル戦略を踏まえたシステムの開発・運用



しんきん地域創生ネットワーク

- 中小企業の販路開拓支援
- 自治体等向けコンサルティング

信金シンガポール

- 中小企業の海外展開・販路開拓およびファイナンス支援

信金キャピタル

- 中小企業向けファンド投資
- 中小企業の事業承継・M&A仲介

信金中金ビジネス

- 公共料金の収納業務等の業務の受託

開示項目一覧・当金庫のディスクロージャー誌（資料編）の閲覧に係るご案内

信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧

単体ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第132条における規定）

I	金庫の概況及び組織に関する事項	
1.	事業の組織	6
2.	理事・監事の氏名及び役職名	6
3.	事業所の名称及び所在地	23
4.	当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	23
II	金庫の主要な事業の内容	30
III	金庫の事業の運営に関する事項	
1.	リスク管理の体制	27～28
2.	法令等遵守の体制	29
3.	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9～15
4.	金融ADR制度への対応	30

ディスクロージャー（資料編）の閲覧に係るご案内

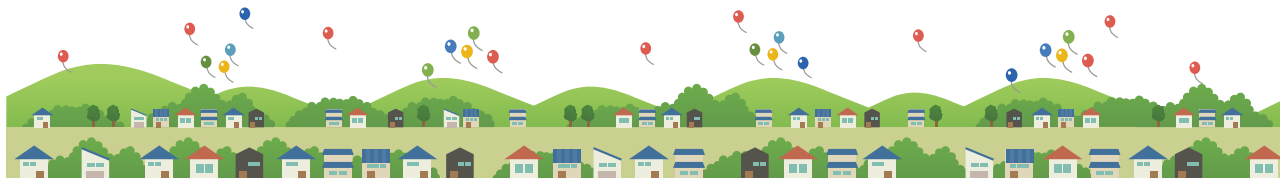
詳細な計数資料等については、「資料編」として当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客さまは、下記のウェブサイトからご覧下さい。

なお、インターネットでの閲覧が困難なお客さまは別途ご案内いたしますので、当金庫職員までお申出ください。

〈当金庫のウェブサイト（ディスクロージャーの掲載ページ）〉

<https://www.fukuokahibiki.co.jp/about/disclosure2026.php>

※なお、スマートフォン等からは、こちらでもアクセスすることができます。





あなたと共感、ハーモニー・バンク

福岡ひびき信用金庫



〒805-8520 北九州市八幡東区尾倉2-8-1
TEL 093-661-2311 (代表)

■ ホームページアドレス

<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>